

## 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

### 当組合へのお申出先

「本店窓口」または「総務部」に  
お願いいたします。

#### 総務部

住 所：盛岡市内丸10-1 杜陵信用組合  
電話番号：019-651-5550  
受付時間：午前9時～午後5時  
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)



苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

名 称	しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

しんくみ相談所ホームページアドレス

<http://www.shinyokumiai.or.jp/consumer.html>



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター、  
仙台弁護士会が設置運営する紛争解決支援センター等で紛争の解決を図ることも可  
能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	仙台弁護士会 紛争解決支援センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 2丁目9番18号
電 話	03-3581-0031	03-3595-8585	03-3581-2249	022-223-1005
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～16:00

ホームページアドレス

- ・ 東京弁護士会 紛争解決センター  
<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/>
- ・ 第一東京弁護士会 仲裁センター  
<http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html>
- ・ 第二東京弁護士会 仲裁センター  
[https://niben.jp/soudan/service/chuusai/adr\\_kinyu.html](https://niben.jp/soudan/service/chuusai/adr_kinyu.html)

当組合の苦情受付・対応態勢（2017年4月1日現在）

